



組合員の皆様へ

生き生きだより



いよいよ4月、入園や入学、入社等、新しい環境での生活をスタートする人が増えて、なんだかワクワクする時季ですね。ついに新型コロナへの対応も、緩和に向けて動き出しています。

変更その①：マスク着用の考え方！

令和5年3月13日以降は、個人の主体的な選択を尊重して、マスクの着用は個人の判断に委ねられることになりました。

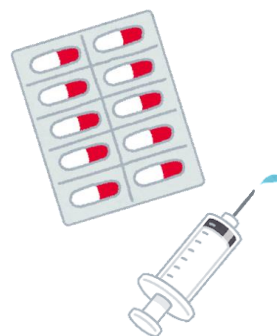
※しかしながら、高齢者や、重症化リスクの高い方、また、医療機関や高齢者施設への訪問時、他にも通勤ラッシュ時の電車やバスへの乗車時は着用が効果的とされています。



変更その②：感染症法の位置づけ！

令和5年5月8日以降は、当初は2類相当だった新型コロナ感染症の感染症法上の位置付けが、いよいよ5類へと変更される予定です。

※現段階では、コロナに関する医療費負担は「当面の間は公費負担を継続する」という案が主に報道にあります。5類の位置付けだと、本来患者の負担となります。コロナの専用治療薬はいったいいくらに？保険適用分を差し引いても高そうですね。



これまでと異なり、法的根拠が無くなれば、政府や行政からの「緊急事態宣言」発出はなくなります。外出自粛や、店舗の時短営業といった要請も出来ないと思われれます。今後は、**私たちひとりひとりの、感染予防や感染させないための対策が大事になります！**



氏名・住所・電話番号・勤務先・振替口座の変更はありませんか？
変更があった場合は、長崎医療共済事務局まで、ご連絡ください。

 **長崎医療共済生活協同組合**

午前9時～午後17時まで受付
(土日祝日、年末年始は除きます)

フリーダイヤル **0120-927-966**

<https://nagasaki-iryokyosai.jp>